

宋代墓誌の基礎的研究

The Fundamental study of tomb inscription in Song Dynasty

研究代表者 竹内 洋介 (校友)

研究期間／平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

キーワード／①宋代 Song Dynasty

②墓誌 Tomb inscriptions

③中国 China

④形状 Form

⑤目録 Catalog

平成 30 年度交付額／630,000 円

研究発表／学会および口頭発表

〔編著〕

- ・大室智人・竹内洋介編『刻まれた記憶と記録—中国石刻史料データベースの構築・利用と可能性—』ACRI Research Paper Series 12、東洋大学アジア文化研究所、2019 年 2 月、VI+135 頁

〔論文〕

- ・「宋代墓誌の概況と傾向」
大室智人・竹内洋介編『刻まれた記憶と記録—中国石刻史料データベースの構築・利用と可能性—』ACRI Research Paper Series 12、東洋大学アジア文化研究所、2019 年 2 月、63～86 頁

〔口頭発表〕

- ・「宋代墓誌の概況と傾向—目録作成のための中間報告—」
東洋大学アジア文化研究所公開シンポジウム「刻まれた記憶と記録—中国石刻史料データベースの構築・利用と可能性—」、2018 年 9 月 29 日、東洋大学白山校舎 2 号館 16 階スカイホール
- ・「宋代出土墓誌の諸相—唐・五代との比較を中心に—」
第 209 回宋代史談話会、2018 年 10 月 13 日、大阪市立大学文学部棟 122 会議室
- ・「宋代の「墓誌」について」
第 72 回用語解研究会、2019 年 2 月 22 日、東洋文庫 7 階第 1 会議室

研究経過および成果の概要

1、研究方法

本研究は、近年の中国前近代史研究における重要な史料として活用されている「墓誌銘」（以下、「墓誌」と記載）と呼ばれる史料について、とくに宋代（960~1279）のものを収集整理することで宋代史研究を行う際の基盤形成を行うことを第一の目的とした。

墓誌は、ある人物が亡くなり埋葬される時に棺の横に安置された石で、墓主の名前・経歴・家族構成などが刻まれている。作成の際には当時の著名な文人などに文章を依頼することがあり、従来は文人の文集に掲載されている墓誌を中心に利用がなされてきた。しかし、近年の中国では、多くの墓誌が発掘により出土し、これまで知られていなかった者たちの墓誌が発見されるに至っている。このような中で魏晋南北朝隋唐史研究や元朝史研究では、墓誌を利用した研究が近年盛んに進められているものの、宋代史研究では既に利用できる編纂史料が多く、そのために出土墓誌の積極的な利用はなされていないという現実があった。この差異は、上記の通り史料の残存具合に依るところが多いが、一面では、宋代墓誌の全体像が把握されていないことにあった。

本研究では、①墓誌石刻史資料集、②文物発掘報告書、③地方志、④逐次刊行物所掲新規発掘報告の4点を中心に宋代墓誌の収集を行い、これらを解読・分析することで、誌主の名前・死亡年月日・埋葬年月日・出土場所・掲載史料名などを確定し、宋代墓誌の全体像の把握に努めるとともに、唐宋変革期という中国史上屈指の社会変動の中で墓誌が如何なる変遷を辿ったのかという実態を明らかにしようと試みた。

2、研究経過および成果の概要

本研究は最終的に『宋代墓誌目録』の作成を目指したものであるが、ここでは、その過程において明らかとなった宋代墓誌の概況と傾向について報告しておく。

現在管見の宋代墓誌はおよそ7,500方である。当初10,000方程度の存在を推定していたが、史料集掲載墓誌などには重複する掲載があるためこの数となった。これらについて、墓主の名前・死亡日・埋葬日・出土場所・掲載史料名・形状などのデータの収集・分析を行い、既に12,000方を越える墓誌が把握され、目録も刊行されている唐代（618~907）の墓誌と比較検討を行ったところ、興味深いデータが得られた。

(1) 概況と変遷

唐代墓誌に比べ現在把握できる宋代墓誌の総数が少ない理由は明らかではないが、宋代各皇帝の時期別推移を見ると、墓誌の数は第6代神宗、第7代哲宗、第8代徽宗の3代62年間で北宋全体の65.3%を占めており、北宋中期から末期にかけて墓誌作成が拡がっていく状況を示している。また地域的には、洛陽（現河南省洛陽市）が墓誌の主要な出土地（埋葬地）であり、全体の60%強を占めていた唐代の状況に対して、宋代は各地への分散化傾向が見られる。北宋期は河南地域の数量（41%）が依然として多いものの、そのうち洛陽地域の比率は低下する一方、皇帝陵の置かれた鄭州市鞏義や安陽市の比率が増加している。南宋期に入ると、金朝の侵攻により淮水以北の地を失ったことで、河南・陝西・山西など

からの出土はほぼ無くなり、浙江（44%）・江西（33%）へと出土の中心地域が移るなど、歴史的な実態を反映するとともに、北宋から南宋へと移行していく中で、墓誌を作成する社会階層が、地方末端の基層社会にまで拡大していく状況が明らかとなった。

（2）形態

既に目録の活用などによって定量分析が進んでいる唐代墓誌にあつては、形状・内容は一般的に定型化がなされていることが知られるが、宋代墓誌ではこれが大きく変化する。すなわち、内容・形状の多様化である。

①名称の多様化

各種石刻史料集を紐解いてみると、まず、宋代墓誌には様々な名称が存在する。中でも特に注目値するのが「壙誌」であり、ほぼ90%が南宋期の浙江・江西地域で作成され、その誌主は地方基層社会の人間に集中していることなどが確認できた。

②内容の多様化

墓誌の内容構成を見ると、墓誌の文章を起草した「撰者」、文章を書いた「書者」、石に文章を刻んだ「刻者」などの記載があるが、宋代墓誌では多くの事例で詳細に記載されており、特に撰者に関しては、北宋期で全体の82%、南宋期で全体の95%の墓誌に記載があるなど、急激に比率が上昇していく傾向が見られた。墓誌文に関しても、唐代には「題」（表題）＋「序」（誌主の履歴などが記載された序文）＋「銘」（本文。序文を簡潔にした2章あるいは4章句で構成）という形にほぼ定型化されていたが、宋代墓誌では、「題」や「銘」の無い墓誌が増加し、「序」のみであるものが現れるようになり、最終的に「序」文が本文化していく傾向が見られた。

③形状（外観）の多様化

唐代墓誌の基本的形態は、誌文の書かれている正方形の墓誌本体の上に、同サイズの四方に紋様が刻まれた台形の蓋（墓誌蓋）が載せられ、墓中に埋葬されていた。しかし、唐代後半期から宋代にかけて、従来の形状にとらわれない①長方形、②「額」形式（蓋に代わり圓首または方首の額が付与）、③「罐」形式（陶磁器の形状）、④「幢」形式（六角形あるいは八角形の石柱）、⑤「墓表」形式（誌文の中央に題が大きく刻される）、といった墓誌が登場し、多様化していくことを確認した。

なお、上記内容については、前掲拙稿「宋代墓誌の概況と傾向」（大室智人・竹内洋介編『刻まれた記憶と記録—中国石刻史料データベースの構築・利用と可能性—』ACRI Research Paper Series 12、東洋大学アジア文化研究所、2019年2月、63～86頁）として公表しているので、参照されたい。

3、今後の研究における課題または問題点

本研究課題を遂行し、宋代墓誌の「特殊性」が明らかになったことで、このような現象が登場する背景について検討する必要性が認められ、今回作成した墓誌データを元に、唐代～宋代にかけての長期的なスパンで社会階層・地域的な状況を調査することが重要である

と考えている。そのためには、基礎となる『宋代墓誌目録』を早期に完成させることが目下最大の課題であり、2019年度中の公表・刊行を進めていく予定である。

Summary

This research is related to the study of "Tomb inscriptions" (墓誌 "mù zhì") of the Song Dynasty (宋朝) in China (960-1279). Tomb inscriptions are the stones placed beside coffins when mainly upper-class elite people were buried. Because the names, biographies and family members of the dead (誌主" zhì zhǔ") were engraved on these stones, historians pay attention to them as a historical document. This paper attempts to grasp the number of them created during the above period. We collected about 7,500 data, including names of the dead, dates of death, burial dates, places where they were found and so on. As already known, the forms and contents of the tomb inscriptions of the preceding era, i.e. during the Tang Dynasty were generally standardized with title, preface and inscription sentences. However, our analysis reveals that the forms and contents during the Song Dynasty were diversified into various kinds. Specifically, they did not have lids and no title or inscription sentences existed. Furthermore, our research confirms that the "preface" changed into the "inscription sentences" in this era.

東アジアにおける五護陀羅尼の構成と展開

The Formation and Development of the Pañcarakṣā in East Asia

研究代表者 園田 沙弥佳 (校友)

研究期間／平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

キーワード／①インド密教 Indian Tantric Buddhism

②五護陀羅尼 Pañcarakṣā

③陀羅尼 dhāraṇī

④『サーダナ・マーラー』 Sādhanamālā

⑤『大護明陀羅尼』 Mahāmantrānusāriṇī

平成 30 年度交付額／629,000 円

研究発表／学会および口頭発表

(論文)

- ・園田沙弥佳「『大護明陀羅尼』 *Mahāmantrānusāriṇī* 別本について」、『印度學佛教學研究』第 67 巻第 1 号、平成 30 年 12 月、
- ・園田沙弥佳「『サーダナ・マーラー』における 2 種の五護陀羅尼マンダラ」、『東洋学研究』第 56 号、平成 31 年 3 月予定 (ページ未定)

(口頭発表)

- ・『『大護明陀羅尼』 *Mahāmantrānusāriṇī* 別本について」、日本印度学仏教学会第 69 回学術大会 (東洋大学)、平成 30 年 9 月
- ・『『サーダナ・マーラー』におけるマハープラティサラー」、東洋大学東洋学研究所研究発表例会 (東洋大学)、平成 30 年 12 月
- ・発表要旨「『サーダナ・マーラー』におけるマハープラティサラー」、『東洋学研究』第 56 号、平成 31 年 3 月予定 (ページ未定)

研究経過および成果の概要

1. 研究方法

五護陀羅尼 (Pañcarakṣā, パンチャラクシャー) とはインド密教において、『大随求陀羅尼』 *Mahāpratisarā*、『守護大千国土經』 *Mahāsāhasrapramardanī*、『孔雀王呪經』 *Mahāmāyūrī*、『大寒林陀羅尼』 *Mahāsītavatī*、『大護明陀羅尼』 *Mahāmantrānusāriṇī* という特定の 5 種の初期密教經典、およびそれらの經典が神格化された女神のグループを示す。主にネパール、チベット、中国、日本等に広まった。

上記經典のうち『大寒林陀羅尼』と『大護明陀羅尼』にはそれぞれ 2 種類の内容が存在する。第一はサンスクリット・テキストに説かれており、同様の内容の漢訳やチ

ベット語訳が存在する。第二は、チベット語訳にのみ存在するものである。第二の具体的な内容構成についてはこれまで明らかになっておらず、今回 2 種の『大護明陀羅尼』の内容構成およびその特色について考察した。

また、各経典は 7～8 世紀までにそれぞれ単独で神格化され、その後五護陀羅尼として一括されたという。インドでは 11～12 世紀頃に編纂された観想法儀軌『サーダナ・マーラー』*Sādhnamālā* に、五護陀羅尼各明妃の観想法が収録されている。上記テキストを中心に、インド後期密教に見られる五護陀羅尼の図像的特色を明らかにした。

本研究では、五護陀羅尼と呼ばれる 5 種の初期密教経典に見られる機能と、インド後期密教の観想法や実際の作例に見られる図像的特色を比較検討し、東アジアにおける五護陀羅尼信仰の展開を明らかにするものである。研究方法としては、主に京都大学、高野山大学等の研究機関に所蔵されている文献を収集し、テキスト版本とサンスクリット写本、チベット訳、漢訳を比較して、翻訳研究を中心に比較考察を行った。

2. 研究経過および成果の概要

上記の方法によって、初期密教経典に見られる機能とインド後期密教の観想法に見られる図像的特色、および実際の作例を比較検討した。まず、サンスクリット・テキストに見られる『大護明陀羅尼』(略号 MN-A 本)の内容は、根本説一切有部律『菓事』と同様であることが先行研究で指摘されている。本研究ではチベット語訳にのみ存在する『大護明陀羅尼』(略号 MN-B 本)の内容構成を明らかにし、MN-A 本や他経典と比較考察を行った。結果、先行研究において MN-A 本と MN-B 本はともに『大護明陀羅尼』と見なされているものの、その内容構成は大きく異なっており、チベットでは MN-B 本の方が『大護明陀羅尼』として採用されたことがわかった。

また、『大随求陀羅尼』は女尊マハープラティサラ―*Mahāpratisarā* として神格化された。今回『サーダナ・マーラー』No.194～197, 201, 206 の和訳を通して、体色や関連する五仏を中心にマハープラティサラ―明妃の図像的特色について比較考察を行った。また、京都清水寺版「随求陀羅尼」と『サーダナ・マーラー』に説かれる姿を比較し、特色について口頭発表で述べた。今回の研究によって、五護陀羅尼マンダラにあらわれる中尊の体色やマンダラ内庭の塗分け方から、2 種類の五護陀羅尼マンダラが説かれていたことが明らかとなった。テキストに説かれる体色と対応する五仏の特徴から、当時のインドでは金剛界五仏の展開に伴い、五護陀羅尼マンダラもまたその影響を受けて展開したことが推察される。

3. 今後の研究における課題または問題点

今回入手した京都大学所蔵サンスクリット写本には、MN-A 本の内容が含まれていることが分かった。他の写本の内容も検討し、傾向について調査したい。また、先に述べた通り、チベットでは MN-B 本が『大護明陀羅尼』として採用され、大蔵経に収録されている。同様のことは以前発表した『大寒林陀羅尼』にも生じており、その経緯については今後の課題としたい。そのほか、今回入手した清水寺蔵版「随求陀羅尼」に記されている梵文は、

経題から不空訳の『大随求陀羅尼』と思われる。こちらも今後精査する。

Summary

This study compares features observed in early tantric scriptures known as the Pañcarakṣā with iconographic characteristics found in late Indian tantric sādhana and actual samples. The study elucidates the development of Pañcarakṣā belief in East Asia. My research method entails comparing original text, Sanskrit text, Tibetan translations, and Chinese translations. I then conducted a comparative study focusing on translation studies.

In Indian tantric Buddhism, Pañcarakṣā denotes five specific early tantric scriptures, *Mahāpratisarā*, *Mahāsāhasrapramardanī*, *Mahāmāyūrī*, *Mahāśītavatī*, and *Mahāmantrānusāriṇī*, as well as the group of goddesses that are the deifications of these scriptures. It extended principally into Nepal, Tibet, China, and Japan, although it also reached other countries.

There are two types of content in the *Mahāmantrānusāriṇī*. The first type contains Tibetan and Chinese translations of content taught in the Sanskrit text (abbreviation: MN-A). The second type contains only Tibetan translations (abbreviation: MN-B). Specific content and formation have not been elucidated for the latter type, so I have conducted a study of the content and formation of the two types of *Mahāmantrānusāriṇī*. In prior research, both MN-A and MN-B have been regarded as *Mahāmantrānusāriṇī*, yet the results of the study show that their content and formation differ greatly.

Furthermore, by the 7th or 8th century, each of the Pañcarakṣā scriptures had been individually deified, and afterwards they were lumped together as the Pañcarakṣā. Sādhana for each of the Pañcarakṣā Wisdom Queens are mentioned in the *Sāadhanamālā*, a sādhana book of rites compiled in India from the 11th to 12th century.

Mahāpratisarā was deified as Mahāpratisarā. With the Japanese translation of *Sāadhanamālā* nos. 194-197, 201, and 206, I have conducted a comparative study of the iconographic characteristics of the Mahāpratisarā Wisdom Queen focusing on body coloration and the related Five Tathāgatas. The results revealed that two types of Pañcarakṣā mandalas are set forth from the body coloration appearing in the central image of a Pañcarakṣā mandalas and the painting color variations in the corresponding Diamond Realm Five Tathāgatas. The Pañcarakṣā mandalas could have evolved while being influenced by the development of the Diamond Realm Five Tathāgatas at that time in India. As noted above, in Tibet, MN-B is used as the *Mahāmantrānusāriṇī* and is recorded in the Tripitaka. The same issue occurs for the *Mahāśītavatī*, as I have previously presented, and I would like to address this in the future.

新仏教徒能海寛一チベット出立前、郷里宗門の整備について

A New Buddhist Yutaka Nomi and his remedy for his religious sect
In his hometown, before his leaving for Tibet.

研究代表者 飯塚 勝重 (校友)

・研究期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

・キーワード ①能海 寛 Yutaka Nomi
②新仏教徒 NEW BUDDHIST
③チベット探検 Explore Tibet
④浄蓮寺史 The history of “JYO-REN Temple (浄蓮寺)”
⑤謄写 A mimeograph

・平成 30 年度交付額／271,000 円

・研究発表／学会発表及び口頭発表

1、飯塚勝重「新仏教徒能海寛一チベット出立前、郷里宗門の整備について」

『東洋大学アジア文化研究所研究年報』第 53 号、2019 年 2 月刊

2、飯塚勝重「能海寛と浄蓮寺史作成について一本邦初か岡本家系・浄蓮寺家系図謄写とは一」

『石峰』第 24 号、能海寛研究会、2019 年 3 月刊

3、シンポジウム・パネリスト

(1) 「能海寛の宗教思想」

能海寛生誕 150 年記念『今、能海寛から学ぶもの』2018 年 7 月 8 日、於島根県浜田市金城町波佐・ときわ会館

(2) 「能海寛の宗教実践」

能海寛生誕 150 年記念『新仏教徒 能海寛』2018 年 10 月 20 日、於東洋大学白山校舎 2 号館 16 階スカイホール、総合企画立案への参加及びパネラーとして分担報告 (P.P 使用)

(3) 能海寛生誕 150 年記念シンポジウム開催にともなう各パネリスト意見の総合化の試み (『東洋大学アジア文化研究所研究年報』第 53 号、2019 年 2 月)

・研究経過および成果の概要

これまでの能海寛研究については、チベット探検とそれに伴う思想及び行動の実践についての追求が主であった。能海が短期間 (4～5 年) での帰還を望んでいたとしたならば、彼の郷里出発前は大変多忙であったであろうが、能海はこの時期、普通教校に学んだ由縁

により真俗二諦論（詳細は上記論文 1 を参照されたい）を駆使して自坊浄蓮寺の檀家（360～380 戸）の寺院教導体制下の福利厚生を考えていた。実はこのことは 1999 年に刊行した拙著『長江物語』（大修館書店刊）において、当時新発見として取り上げた文献の一部に記載がある（文献資料を複写送付頂いた隅田正三氏の配慮に対し深甚の感謝を捧げたい）。当時の三峡遡行は命がけの旅であり、危険の迫る中で、なお寺の存在と檀家の福利を必死に考えていた能海は不敵な探検家といえるであろう。

自坊浄蓮寺と檀家間を結び円滑な運営を行うため、能海の発案した機構の一つに「波佐俱樂部」の提案がある。真俗二諦を機械的に当てはめたのでは、寺院と檀家の間は常に緊張した関係に追いやられる。能海はあくまで縁の下の力持ちとして、倶楽部の拠点を波佐・潤郷館楼上に置き、檀家の有望な壮年を登用して各村落をつなぐ要とし、自分は周旋人以上には出なかった。（波佐倶楽部については隅田正三氏の詳細な研究があり、前掲拙著も参照。）

この能海の最も注目したものが 2 点ある。一つは自坊浄蓮寺の規則である。明治初期の法制度から見れば、いわば公法であった。もう一つは檀家と寺、或いは檀家間の日常規則であり、いわば民法にあたるものである。能海はチベット探検行中も頻りに両者の法制化を考えていたのであるが、能海自身が浄蓮寺規則は幕藩体制下と殆ど変化を必要としないと述べているように、より必要としているのは浄蓮寺史そのものであったため、こちらをチベット出立前には是非完成したいと積極的な姿勢を示していた。今回はこの兩者について、上記論文 1 に取り込むはずであったが、紙数の関係で檀家「教会法」を解説するに止め、『浄蓮寺史』に関しては上記論文 2 として別途発表した

ここで取り上げた『浄蓮寺史』には、神代から始まる能海関係世系表を上げ、取りあえず明治 27 年 1 月までの東西本願寺派門主名を誌し、次に「浄蓮寺歴代世系」は開基洞円を挟み、第 13 代謙信まであげている。ただし 2・3 代目までには幾つかの異論をめぐって論争が絶えなかったという（上記論文 2、30～31 頁）。「浄蓮寺由緒縁起図解」は世系者抜きで、「青尾 京羅瀬 真宗道場 能海蔵之介弘治 2 丙申（1556）年 1 月 1 日創立 是則浄蓮寺開基也」とあるように前の世系と矛盾するが、能海自身は洞円の開基を譲らない姿勢を示していたことを指摘した。

3 今後の研究に於ける課題、または問題点

以下に掲げる 2 項目は事の大小がいずれかは問えないが、可及的速やかに改善若しくは解決すべき問題を含んでいる。

(1) これまでの能海寛研究では、能海が第三次のチベット行以降、比較的早期に行方不明となったことで、幾つもの郷里に残してきた課題や解決方法の提示については、彼の遺言の一種として取り扱うべきであり、必ずしも全面的に従う必要がないのではないのかと、いわば客観的に見てきた。しかし今後の研究では、能海がチベット探検中に会得した知見を踏まえ、3～4 年後の日本帰国を待つまでもなく、これをもとに彼がその場で既に著作の改訂を企図していたという積極的な姿勢を以て研究にあたるべきではないか。

(2) 『石峰』第24号所掲の上記論文2で取り上げた毛筆体世系表(同論文35頁。但し能海寛の指図明治30年は同31年の誤りにつき訂正)の二つの図は毛筆体での書写を前提としている。同頁の右図の間違ひなく毛筆体を発明した山内不二門の作品(明治22年)と対照しても明らかである。能海は先祖岡本家の家系図謄写版に倣って自分の世系表を謄写したとするが、その謄写版がないのは何故か。尤も、山内の毛筆体も四国の優秀な紙を床=版としているが、能海寛の実父はこの毛筆体用紙の優秀な石州和紙を生産する土地の専光寺出身であり、これを床=版としたと考えられる。後は溶剤=インクの問題が残るものの、いずれにしても明治4年(1871)年までに「岡本家家系図」謄写版は完成しており、能海はこれに倣ったという。年代的に云えばまさに日本初となろう。但し、これについては更なる研究が必要であろう。

・ 英文要旨

1. A New Buddhist, Yutaka Nomi and his remedy for his religious sect in his hometown, before his leaving for Tibet.

Yutaka Nomi, who had published his work "The Buddhist in the world" in the year 1893(M.26), finished his three-year program of "Tetugaku-kan" (the institute of philosophy) founded by Enryo Inoue, came home Joren-ji Temple in Nagata, Kanagi-Village, Naka-County, Shimane-Prefecture. He had been talking about his exploring Tibet to many people around him.

In the hometown, he assisted hard the temple priest, his father, with priest's common work. He had been expecting the permission of going to Tibet from the headquarters of the sect. However, in July 1894(M.27), the war between Japan and Ching, China broke out. Nomi's going to Tibet was not permitted against his expecting.

Expecting the war ends soon and his being able to go to Tibet, Nomi returned home to assist hard his father. He founded "Haza Club" with young people and gave them a large amount of knowledge. They contributed altogether to promote industries in the town. Shortly the war was over. Nomi was given the permission and funds from the headquarters. In November 1898(M.31), he left for Tibet.

Nomi's purposes of going to Tibet were having got the real Buddha's history and the correct Sutra. Moreover, as Asian 5 hundred million people are Buddhist, he was going to look for a new Buddhism, which the people could accept easier. Unfortunately, Nomi had been missing after April 1900(M.33). In this year, it is 150 years from his birth.

2. Nomi's life after his coming home back

In July 1893(Meiji 26) Nomi came back home temporarily, because he claim the Higashihonganji-Temple in Kyoto to permit his going to Tibet and spending money

(¥600) for his exploration. However, at the end of that month, the Sino-Japanese War broke out. Therefore, Nomi's going to Tibet was entirely stopped, only he had been believing that the war was finished sometime and his desire would be realized. So, he came home back during the War and he would perform following two projects. 1. He would be going to compile a history of his Joren-ji Temple and to clear up who the founder of the Temple was, for the sake of reinforcement of the temple's missions. 2. He was going to establish an organization to promote industries of the village, for the welfare of 380 doors of the believers of the temple.

Bun'yu Nanjo, Nomi's teacher, advised him to come back to Tokyo again and learn the language, according as Nomi's firm belief that the War would be over. In March 1896(M.29), Nomi came back to Tokyo. Nomi, who never forgot his hometown, had finished to compile the history of the temple, which he wished earnestly for long term. Around this, a miracle had happened. A history of the Senko-ji Temple, from which Nomi's real farther, Joren-ji Temple XII, came, was written, and duplicated by mimeograph. It had been finished before at least 1871(M.4) late. So, Nomi was also going to duplicate his history of the temple. He wrote it down in August 1898(M.31).

According to Shouko Shimura (志村章子) "The history of the Gariban style mimeograph" , 2012, Taishukan-shoten, 1. the Gariban style mimeograph in Japan began in August 1894 (M.27) in Tokyo (Horiuchi model mimeograph), 2. the writing brush style mimeograph, which was major before the War, was invented 1888(M.21) by Fujimon Yamanouchi (山内不二門) who came from Ishinomaki-city, Northeast of Japan. He established Ten'yodo 1897(M.30) to promote his mimeograph.

In comparison with this, Nomi insisted that the history of Senkoji-Temple had been duplicated before 1871(M.4), and the printed letters were quite similar to the writing brush style. The duplication had done in Sekishu of Kansai-district, where the source of Sekishu-paper was.

Is the duplication of Senkoji, if there were used chemical materials of sulfuric acid as the ink for the writing brush, just the first achievement of the brush style mimeograph in Japan?

Nomi's history of the temple was finished in January of 1897(M.30) according to his diary. However, in reality, it was drawn up in January of 1898(M.31), and proofreading had been finished in August of the year. There will be a year between the former (the date of his diary) and the latter (the real date). It might need almost one year, from Nomi's ordering a mimeograph craftsman to process, until the process had done. So, we would need to research more about this.

明朝洪武帝期における琉球馬獲得の背景

Background on the Acquisition of Horses from the Ryukyu by the Ming Dynasty Under the Hongwu Emperor

研究代表者 大室 智人 (校友)

研究期間／平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

キーワード／①明 Ming Dynasty
②馬 Horse
③軍事 Military Affairs
④琉球 Ryukyu
⑤高麗 Goryeo

平成 30 年度交付額／333,000 円

研究発表／学会および口頭発表

- ・平成 31 年度に論文発表予定

研究経過および成果の概要

1. 研究方法

朱元璋によって成立した明政権にとって、洪武 5 年（1372）以降の中心的な軍事課題は、北元をはじめとした元の残存勢力との紛争、とりわけ華北における軍備の充実であって、これを遂行する上において、軍馬不足は喫緊の課題であった。かかる背景の下、馬の獲得は幾つかの手段によって行われたが、琉球馬に軍馬としての期待をかけ獲得した、とする先行研究による見解がある。これを踏まえ、洪武 5 年に、明の太祖朱元璋が琉球中山国へ朝貢を要求する使者を派遣して以降、明朝洪武帝期に行われた琉球馬の獲得について、本研究では、特に洪武 16 年（1383）に内官梁民が派遣されて実施された 983 頭の琉球馬購入に着目し、その前後の明政権の状況から、この馬獲得が意味するところの考察を試みる。

まず、当該時期の明政権による軍事作戦、あるいは作戦案内において、馬の需要がどのように生じていたのか、『明実録』をはじめとした史料を精査し、琉球まで相当数の馬獲得の手を伸ばすに至った背景を明らかとする。同時に、14 世紀後半の琉球三山時代に琉球で飼育されていた馬の形質について中琉関係史料などの調査を行い、琉球馬の性質から明側がいかなる需要を満たすことを期待していたのか、若干の考察を添加する。

2. 研究経過および成果の概要

先行研究と史料の検討から、現在以下のように進展が得られており、平成 31 年度に

論文として発表予定である。

元の衣鉢を継ぐ形で成立した明だが、馬政においては、元の中心的な牧場は、朝鮮の濟州島、モンゴルのバイカル湖畔、甘肅、雲南方面に存在し、元の統治下における中国内地、とりわけ初期明政権の中心地域となる応天府付近での馬政は頽廃しており、これを引き継ぐだけでは十分な馬の確保は困難であったと考えられる。一方で、元の残存勢力との引き続く軍事紛争を考慮すれば、軍馬の充実は必須の施策であり、そのために国内における養馬、そして明の勢力拡大に伴う段階的な市馬の拡充、そして従属勢力からの貢馬がその手段となった。

こうした状況下、洪武5年に洪武帝が朝貢を促して以来、琉球では中山・山北・山南の琉球三山勢力からの貢馬が行われ、洪武中の17年間にわたって数量が確認できるだけで500頭超の馬が明に献上されている。しかし、問題となる洪武16年に梁民が行った購入は1回で1000頭に迫る頭数であった。

この1年だけ突出して琉球馬が大量に明へ送られた理由を軍事目的として考える場合、いくつかの状況が複合的に絡み合っただけで生じた事象であったのではないかとと思われる。まず、先述のように明は元の残存勢力に対する軍備充実が必要であった。この点は北元や中国東北部に盤踞したナガチュとの対立という局面を第一に考えるべきであるが、当時の情勢を鑑みた場合、洪武15年(1382)になって明の支配下に入った雲南を含む西南方面を統治するための軍備体制充実を図る上でも、十分な数量の馬が必要であったと考えられる。しかしながら馬の供給体制という面で見ると、四川・陝西を中心に整備した市馬ではなお南北領域で同時に必要とされる数量には届かず、濟州島を擁して明から多数の貢馬要請を受けていた高麗の政治的混乱による貢馬の不履行などの影響も等閑視できない。このように考えていった場合、小格馬である四川・貴州の馬と形質的に近似する琉球馬が、西南方面における明政権の馬需要を満たすことが一定程度期待されたのではないかと、という推測が成り立つ余地はあると考えられる。

3. 今後の研究における課題または問題点

上述の進展をふまえ、洪武年間の市馬体制についてさらに検討することは必須であり、『皇朝馬政紀』などの活用によって、より詳細に状況を精査すべきである。また、雲南省成立に寄与した傅友徳、沐英らをはじめとした人物の動向、ならびに同地を明が維持する上で重要な交通ルートとなる貴州省の成立と駅舎の設置についても、広く関連性を探るべきであろうと考える。

Summary

After 1372, the Ming Dynasty, which was established by the Hongwu Emperor, faced militaristic resistance as a result of the power that the previous dynasty still

held, and the shortage of war horses was a significant issue. Although horses were obtained through several methods, this paper focuses on the acquisition of horses from the Ryukyu by examining the significance of the 983 horses purchased from the Ryukyu in 1383.

Attempting to nurture horses within the boundaries of China under the previous dynasty, especially near Nanjing, the center of the early period of the Ming Dynasty, was destructive, making it difficult to secure enough war horses. On the other hand, due to resistance from the remaining power of the previous dynasty, a thorough supply of war horses was essential. Therefore, horses were acquired by nurturing them within the nation, incrementally increasing their importation in accordance with the expansion of power of the Ming dynasty, and receiving them from subordinate powers.

Under these circumstances, over 500 horses have been confirmed to have been received by the Ming Dynasty from the Ryukyu across 17 years following the demand from the Ming Dynasty in 1372. However, the Ming Dynasty purchased nearly 1,000 horses in a single transaction in 1383.

The purchase of a large number of horses from the Ryukyu in this instance can be seen as a result of a combination of factors present at the moment. First, thorough militaristic preparation was essential in response to the existing power of the previous dynasty, as noted earlier. Regarding this matter, the northern regions must certainly be considered first, but examining the circumstances at the time, it may also have been necessary to strengthen military forces in order to control the southwest regions, including Yunnan, which fell under Ming rule in 1382. However, observing the status of horses being supplied at that time, the framework for nurturing them had been insufficient, and the political turmoil in Goryeo, which had been demanded to provide the Ming Dynasty with large numbers of horses, may have impacted the status of importation significantly. Based on these considerations, it has been surmised that horses from the Ryukyu, which have similar qualities as horses in the southwest regions of China, became a militaristic need for the Ming Dynasty to mainly cover the demand for the area surrounding Yunnan.